

●有床診療所における自主管理票●令和4年度版

Ver1.0

これは有床診療所における自己点検を目的としたチェックシートです。項目によっては、貴施設に適合しない内容も含まれている可能性はありますが、各項目の内容を十分に検討していただき、適切な対策にお役立てください。

立入検査当日までに施設側で自己点検・自己記入をお願いします。
(適なら[○]、不適なら[×]、貴院に関係のない項目は斜線を記入してください。)

項目の中で、法令に定められている項目には番号の横に“☆”をつけております。

施設名: _____

点検者名 _____

職種 _____

点検日: _____

年 _____

月 _____

日 _____

点 検 項 目		自主チェック
■医療の安全管理のための体制の確保		
・医療に係る安全管理のための指針について		
1	☆ 次の事項を文書化した指針(いわゆる医療安全管理マニュアル)を作成している。	
	☆ ①安全管理に関する基本的な考え方 ②医療に係る安全管理のための委員会その他の院内の組織に関する基本的事項 ③医療に係る安全管理のための従業者に対する研修に関する基本方針 ④院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤医療事故等発生時の対応に関する基本方針(報告すべき事例の範囲、報告手順を含む) ⑥医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針(患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む。) ⑦患者からの相談への対応に関する基本方針 ⑧その他医療安全の推進のために必要な基本方針	
2	☆ 当該指針に従業者に周知し、個々の従業者の安全に対する意識を高めている。	
・医療に係る安全管理のための委員会(安全管理委員会)について		
3	☆ 次の基準を満たす安全管理委員会を設置し、次にかかげる業務その他の医療にかかる安全管理のための業務を行わせている。	
	☆ ①医師、看護師、薬剤師等各部門の安全管理のための責任者等で構成されていること。 ②安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。 ③月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。 ④重要な検討内容について、患者の対応状況を含め管理者へ報告すること。 ⑤重大な問題その他医療安全委員会において取り扱うことが適当な問題が発生した場合、速やかに原因究明のための調査及び分析を行っている。(客観的な事実から構造的な原因を分析するものであり、個人の責任追及を行うものではないことに留意) ⑥⑤の結果を活用した改善のための方策(背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むこと)を組織として企画立案し、従業者に周知(情報共有)しているか ⑦⑥で立案した改善のための方策の実施の状況の調査(同様の事故等の発生状況の確認や、委員が定期的に関係部署の巡回を行う等)及び必要に応じた方策の見直しを行っているか。	
4	安全管理委員会の会議録が作成・保存されている。	
・医療に係る安全管理のための職員研修について		
5	☆ 院内全体に共通する安全管理に関する内容について、研修を年2回程度定期的に行っている。	
6	☆ 研修を介して、医療に係る安全管理のための基本的事項および具体的方策について職員に周知徹底を行っている。	
7	☆ 研修では、当該病院等の具体的な事例等を取り上げ、職種横断的に実施している。	
8	☆ 研修の実施内容(開催日時、出席者、研修項目等)については記録している。	
9	「医療安全推進週間」を職員の啓発の機会として活用している。 管理者は医療事故調査制度に係る研修へ参加している。	
◎今年度の院内研修の時期とテーマ ()		

・医療事故等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策について		
10	☆ あらかじめ指針で定められた報告すべき事例の範囲、報告手順に従い、医療事故及びインシデント(ヒヤリ・ハット)事例が医療安全管理委員会へ報告されている。	
11	☆ 医療事故・インシデント(ヒヤリ・ハット)事例の報告書式を定めている。	
12	医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、事務職など全職員に報告を義務づけている。	
13	☆ 医療安全管理委員会では収集した医療事故やインシデント(ヒヤリ・ハット)事例を分析し、問題点を把握して、組織としての改善策を企画立案し、その実施状況を評価している。またこれらの情報を共有している。	
14	些細なことでも報告され、できるだけ多くの事例を収集している。 ◎1年間(前年度)のインシデント(ヒヤリ・ハット)報告件数: 件 ◎1年間(前年度)のアクシデント報告件数: 件	
15	インシデント(ヒヤリ・ハット)事例などで当事者の懲罰を前提としない等、報告しやすい環境がつけられている。	
16	個人のプライバシーが守られるなど報告書の保管方法が考慮されている。	
17	☆ 重大な事故が発生した場合、速やかに管理者に報告が伝わる体制が整っている。	
18	☆ 事故の場合にあつての報告は、診療録や看護記録等に基づき作成することとしている。	
・医療事故発生時の対応について		
19	☆ 医療事故が起こったときに適切な緊急処置をとる体制が準備されている。また報告と指示が円滑に行われる連絡体制が組まれている。	
20	☆ 予期しない死亡(死産)が発生したと判断された場合の対応(医療事故調査・支援センターへの報告、遺族への説明、院内調査等)の体制が整っている。	
21	☆ 全ての死亡(死産)事例について、管理者に速やかに報告される体制になっている。	
22	自院で対処できない場合、転送先が確保されている。	
23	患者・家族への説明は可能な限り早期に、かつ適切にできる体制がとられている。	
24	医療事故(院内感染を含む。)が原因で患者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、警察署や保健所、関係行政機関への報告を速やかに、また適切に行う体制がとられている。	
■医療機関における安全管理のためのポイント		
・安全対策のための人員の活用について		
25	リスクの高い部署、リスクの高い時間帯、職員の能力等を把握し、必要な人員配置を考えている。	
26	新人や部署異動直後の職員に対して、指導・監督に留意している。	
27	重度の疲労を招きかねない勤務シフトを避けるよう配慮している。	
28	長時間勤務においては、休息時間を確保している。	
・標準化の推進について		
29	各種医療行為について、可能なものは作業手順を統一化し、医療従事者に徹底を図っている。	
30	院内で使用される物品は採用、保管、配置等の統一化を図っている。	
31	諸記録様式については院内で統一されている。	
・療養環境の整備(転倒・転落対策)について		
32	患者の状態によって適切な転倒・転落防止の対策がとられている。	
33	病室、廊下、トイレなどは事故の起こりにくいバリアフリーの構造になっている。	
34	廊下に、患者の通行の妨げとなるような車椅子、ストレッチャー等を常置していない。	
35	移動のためのマニュアル(手順書)が整備されている。	
36	ベッドの高さは調節可能である。	

37		ベッド柵は効果的に活用されている。	
38		照明は十分明るく、障害物が見えやすくなっている。	
■院内感染対策のための体制の確保			
・院内感染対策のための指針について			
39	☆	次の事項を文書化した指針を作成している。	
	☆	①院内感染対策に関する基本的な考え方 ②院内感染対策のための委員会その他の院内の組織に関する基本的事項 ③院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針 ④感染症の発生状況の報告に関する基本方針 ⑤院内感染発生時の対応に関する基本方針 ⑥患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針	
40	☆	当該指針の策定及び変更は院内感染対策委員会の議を経ること。	
41	☆	当該指針を従業者に周知し、個々の従業者の院内感染に対する意識を高めている。	
・院内感染対策のための委員会について			
42	☆	次の基準を満たす「院内感染対策委員会」を設置している。	
	☆	①管理及び運営に関する規程が定められている。 ②重要な検討内容について、院内感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況を含め、管理者へ報告すること。 ③院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに従業者への周知を図ること。 ④院内感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。 ⑤月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。 ⑥医師、看護師、薬剤師など職種横断的に構成されている。	
43		院内感染対策委員会の会議録が作成・保存されている。	
44		院内感染に関する情報(サーベイランス情報等)が委員会に報告され対応策が現場に迅速に還元される体制になっている。 (各病棟の微生物学的検査にかかる状況を記した「感染情報レポート」を週1回程度作成し、委員会において報告され、動向を分析している)。	
・従業者に対する院内感染対策のための研修について			
45	☆	院内全体に共通する院内感染に関する内容について、職種横断的な参加の下に研修を年2回程度定期的に開催している。	
46	☆	研修を介して、院内感染対策のための基本的考え方および具体的方策について従業者に周知徹底を行っている。	
47	☆	研修は、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図る内容となっている。	
48	☆	研修の実施内容(開催日時、出席者、研修項目等)については記録している。	
◎今年度の院内研修の時期とテーマ ()			
・感染症の発生状況の把握及び報告の体制について			
49		多剤耐性菌について次の基準を満たす場合にはアウトブレイクの判断にかかわらず院内感染対策を実施すること	
		①1例目の発見から4週間以内に同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発症症例が計3例以上特定された場合、または、同一医療機関内で同一菌株と思われる感染症の発症症例(抗菌薬感受性パターンが類似した症例等)が計3例以上特定された場合 ②カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌(VRSA)、多剤耐性緑膿菌(MDRP)、バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)、多剤耐性アシネトバクター属について、保菌も含めて1例目が発見された場合	
50		異常事態を疑ったときの院内での報告体制(平日、休日、夜間)ができています。	

51	報告体制の中で各部門別に責任者が設置され、かつ役割が明確になっている。	
52	☆「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」)に基づく全数把握対象疾患については、適切に保健所に届け出ている。	
53	夜間、休日の保健所への連絡方法を把握している。	
54	感染者の拡大や死亡などの重大な事例の場合、直ちに保健所、県庁、警察へ連絡する体制ができています。	
・院内感染マニュアルの整備について		
55	総合的な院内感染マニュアルが整備されている。	
	①標準的予防策 ②感染経路別予防策 ③職業感染予防策 ④環境整備 ⑤洗浄・消毒・滅菌 ⑥廃棄物処理 ⑦異常時を疑った時、院内感染発生時の対応 ⑧針刺し事故 ⑨抗菌薬の適正使用 ⑩清掃 ⑪患者や家族への説明	
56	部門ごとに特有の対策を盛り込んだ院内感染マニュアルが整備されている。	
	①膀胱留置カテーテル関連 ②人工呼吸器関連 ③手術部位感染 ④血管留置カテーテル関連 ⑤経腸栄養法関連 ⑥内視鏡関連 ⑦透析関連 ⑧その他()	
57	院内感染マニュアルが各部署に配布され従業者に周知徹底されている。	
58	最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適宜見直している。	
・その他		
59	職員は必要に応じてワクチンを接種している。	
60	必要に応じて、地域の医療機関相互で支援・助言できる体制が整っている。	
■標準予防の具体的手法(日常で実施)		
・手指衛生(速乾性アルコールによる手指消毒、石けん・抗菌性石鹸を使用しての流水による手洗い)について		
61	適切な手洗い方法を職員に周知徹底している。 また、実際に手洗いを観察しあって、適切な手洗いができているか確認している。	
	①手の爪は短く切っている。指輪・腕時計をはずし手首まで手洗いを行っている。 ②手指、手首全体を流水で濡らしている。 ③石けん水(3ml程度)を手に取りよく泡立てて手洗いしている。 ④指先・爪の先が洗えている。 ⑤手の平が洗えている。 ⑥指の間が洗えている。 ⑦親指は全体を他方の手の平で包み込みよく洗っている。 ⑧手の甲が洗えている。 ⑨流水で石けんを洗い流している。	
62	処置の前後に手洗い、もしくは手指用速乾性アルコール消毒器の使用を徹底している。	

63	目に見えて汚染している時、アルコールが無効なウィルスや芽胞菌を含む血液や排泄物等に接触した疑いがある場合、その他体液などで汚染している時は石鹸で手洗いしている。	
64	同一患者でも、異なる業務や処置を行う場合は処置の度に手指衛生を行っている。	
65	石けんは液体のものを使用しつぎ足し使用は行っていない。	
66	手洗い時、蛇口の栓を手のひらでなく、肘や手首で開閉するようにしている。そのために、水道蛇口の栓はレバー式や自動感知式などになっている。	
67	タオルの共用はせず、ペーパータオルを使用している。また、ペーパータオルはホルダーを使用する等、汚染なく適切に使用できている。	
68	速乾性すり込み式手指消毒剤を使用する前に、 ①有機物で手が汚染されていない ②手が十分乾燥している を確認して適切に使用している。	
69	手指消毒剤には、その使用開始日や使用期限を明記し、適切な管理を行っている。	
70	各病室に手指衛生設備が設置されている。	
71	業務中は、自分の顔や髪の毛をさわらないようにしている。	
72	手洗いによる刺激性接触皮膚炎の発症を抑えるためにハンドローションやクリームで手の皮膚ケアを行っている。	
・手袋・ガウン・マスクなどのバリアについて		
73	血液、体液、排泄物等の感染のおそれがあるものに触れるときは、その度に手袋を着用・交換している。	
74	粘膜、傷のある皮膚に触れるとき、ガーゼ交換時は、その度に清潔な手袋を着用している。	
75	感染性のあるものに接触があったら、同一患者でも他の部位に触れる前に手袋を交換している。	
76	汚染した手袋(患者に触れた・清掃した等含む)をしたまま、ベッドやドアノブ等に触れていない。	
77	手袋で処置した後、汚染されていないものに触れるときは、汚染表面に触れないように手袋をはずしている。	
78	手袋をはずした後は、必ず手洗いを行うか又は擦式消毒液を使用している。	
79	想定される事態に応じて効果的なバリア(マスク・ガウン・ゴーグル・フェイスシールド等)を使用している。	
80	咳やくしゃみをしている人(患者及びスタッフ)にはサージカルマスクを着用させている。	
81	着用していたガウンは使用後直ちに外して周囲を汚染しないよう廃棄した後手指衛生している。	
82	使用したバリア(ゴーグル・フェイスシールド等)は、他の患者や環境を汚染しないように使用後直ちに処理をし手指衛生している。	
・医療機器、器具等の扱いについて		
83	無菌の組織または血管内などに使用される医療器具・器材は滅菌したものを使用している。	
84	輸液セット、注射器及び滅菌器具等は、清潔な場所で保管している。 (扉付きの保管庫に収納することが望ましい)	
85	器材の滅菌について適切な方法(インジケーター、有効期限等)で確認するとともに、滅菌パックの破れや濡れ、汚染のないことを、確認してから使用している。(特に救急カート内の器具に注意)	
86	単回使用すべき医療機器、器具等については原則再使用していない。	
87	再使用可能な器材は先ず有機物の汚染を洗浄してから消毒滅菌している。	
88	綿球などは消毒薬の継ぎ足しをせず、短期間で使用が終わる量を調整している。	
89	針刺し事故防止のため、注射針のリキャップは原則禁止している。	

90	使用後の注射針・アンプル類等鋭利器材は、直ちに密閉可能な耐貫通性医療廃棄物専用容器に捨てている。	
91	終了(抜去)後の輸液セットや針はトレー等にて安全に廃棄している。	
92	処置終了後の物品を入れたトレー類は再滅菌している。	
・リネン等について		
93	目に見える汚染がある場合は直ちに交換している。	
94	血液、体液、排泄物などで汚染された衣類・リネン類はその場で専用の蓋付容器または袋に密封し搬送している。	
95	感染症予防法1類～4類感染症の病原体に汚染された(おそれのある)ものについては同法に定められた消毒を実施している。	
96	感染症予防法1類～4類感染症以外の病原体に汚染された(おそれのある)ものについては適切な消毒効果のあるものを選択し実施している。	
	①熱水(80℃・10分)に浸す ②次亜塩素酸ナトリウム(250ppm 30℃5分以上)に浸す ③100℃以上の湿熱に10分間以上(肝炎ウイルスや芽胞形成菌に汚染されている(おそれのある)リネン類については120℃以上の湿熱で20分以上)作用させる。 ④その他()	
97	清潔リネンは使用後のリネンと別保管している。	
98	感染者のベッドのシーツやカバーは防水の物を使用するなどしてベッド、マットレスを汚染しないようにしている。	
・隔離が必要な場合の対応		
99	病原体の特性を考慮して、個室隔離、集団隔離等の対策をとっている。	
100	飛沫感染が想定される患者に近づくときは、サージカルマスクを使用している。	
■輸液に関する対策		
・共通項目		
101	点滴の調製は、消毒用エタノール等で消毒した専用の清潔区域で行っている。	
102	調剤前に手を清潔にしている。	
103	調製後の点滴は30分以内に使用している。	
104	使用するまでの間清潔な環境で保管している。	
105	輸液ラインの交換間隔に関する基準を確認している。	
106	挿入部に滅菌したドレッシング材を使用し、定期的に交換している。	
107	発熱、挿入部の発赤等感染症の兆候を観察している。	
108	カテーテルロックに使用するヘパリン生理食塩水は作り置きしていない。	
・中心静脈カテーテルの衛生管理について		
109	カテーテル挿入時は高度バリアプレコーション(清潔手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、清潔覆布)を行っている。	
110	カテーテル挿入部の消毒には、クロルヘキシジン(ヒビテン等)またはヨード消毒液(イソジン等)を用いている。	
111	三方活栓は、極力使用しないようにしている。やむを得ず三方活栓から薬液を注入する場合は、酒精綿等で厳重に消毒している。	

■患者の周辺環境の整備等		
112	清掃は次の3つに分類して実施している。	
	①日常清掃(毎日行う清掃)床の清掃は洗剤を用いた湿式清掃を行う。手指が高頻度に接触するドアノブ、ベッド柵等は清拭または必要に応じて消毒する ②定期清掃(一定期間ごとに行う清掃)カーテン、壁面 等 ③緊急清掃(血液、体液、排泄物などによる汚染に対する清掃)防護具を着用し、局所の除染と消毒を行う	
113	院内ごみは分別マニュアルに従って、適正に分別・処理されている。	
114	清潔区域と不潔区域を(区別を表示しているなどして)区別している。	
115	☆ 給水設備、給湯設備の保守管理を適正に行っている。	
116	空調・換気設備の保守管理を適正に行っている。	
■医薬品に係る安全管理のための体制の確保		
・医薬品の安全使用のための責任者について		
117	☆ 「医薬品安全管理責任者」を配置している。(管理者との兼務も可)	
118	☆ 医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師のいずれかの資格を有している。	
119	☆ 管理者の指示の下に、次の業務を行うこととしている。(安全管理委員会と連携し、実施体制を確保すること。)	
	☆ ①医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成 ②従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施 ③医薬品の業務手順書に基づく業務の実施 ④医薬品の安全使用のために必要となる情報(未承認医薬品の使用、適応外使用、禁忌に該当する使用に関する情報を含む)の収集その他医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施	
120	☆ 医薬品安全管理責任者は、上記④で得られた情報のうち必要なものは医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図っている。	
・従業者に対する医薬品の安全使用のための研修について		
121	☆ 研修の内容については、次の事項を中心に必要に応じて行うこととしている。(他の医療安全に係る研修と併せて実施しても可)	
	☆ ①医薬品の有効性・安全性に関する情報、管理・使用方法に関する事項 ②医薬品の安全使用のための業務に関する手順書に関する事項 ③医薬品による副作用等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項 ④医療安全、医薬品に関する事故防止対策、特に安全管理が必要な医薬品(要注意薬)に関する事項	
・医薬品の安全使用のための業務に関する手順書について		
122	☆ 「医薬品業務手順書」は、医薬品の取扱いに係る業務の手順を文書化したもので、施設の規模や特徴に応じて、次の事項を含む内容となっている。	
	☆ ①医薬品の採用・購入に関する事項(未承認新規医薬品等を採用・購入するに当たっては、使用の妥当性について関係学会のガイドライン等の科学的知見を確認すると共に、ガイドライン等に記載がなく、科学的根拠が確立していない未承認新規医薬品等の使用に当たっては、その有効性・安全性の検証を十分に行うことを含む) ②医薬品の管理に関する事項(医薬品の保管場所、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒薬、劇薬、特定生物由来製品、要注意薬等の管理方法など) ③患者に対する医薬品の投薬指示から調剤に関する事項(患者情報の収集、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんや調剤薬の鑑査方法など。特に入院患者に係る要注意薬(重複投与、相互作用、禁忌医薬品、病名禁忌、アレルギー歴、副作用歴等)について、疑義がある場合の処方医への問合せ、疑義解消後の調剤・投与の実施の徹底、照会や確認が円滑に行われるための職種間の連携体制の構築等)に関する事項が盛り込まれていること ④患者に対する与薬や服薬指導に関する事項 ⑤医薬品の安全使用に係る情報の取扱い(収集、提供等)に関する事項 ⑥他施設(病院、薬局等)との連携に関する事項	
123	☆ 作成又は変更(必要に応じて行う見直し)は、安全管理委員会において協議した上で行っている。	

・医薬品業務手順書に基づく業務について		
124	☆ 医薬品安全管理責任者は、従業者の業務がこの手順書に基づき行われているか定期的に確認(例えば、処方から投薬までの一連の業務手順について、職員間で相互に確認する等が考えられる)し、確認内容を記録している。	
・医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策について		
125	☆ 医薬品安全管理者は、当該病院における未承認等の医薬品(未承認医薬品、適応外使用、禁忌に該当する使用)の使用のための処方状況や採用されている医薬品全般の医薬品の添付文書の情報のほか、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等からの情報を広く収集し、管理するとともに、得られた情報のうち必要なものは当該情報に係る医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図っている。また、情報収集等に当たっては、医薬品医療機器等法に留意している。	
・薬剤の管理、配薬、投与について		
126	☆ 処方せんを患者に交付する時は、以下の必要事項を記載している。 ①患者の氏名・年齢 ②薬名、分量、用法、用量 ③発行の年月日 ④使用期間 ⑤診療所の名称及び所在地 ⑥医師の記名押印又は署名	
127	☆ 麻薬を記載した処方せんを交付する時は、以下の必要事項を記載している。 (院内調剤の場合は、⑤～⑦は記載する必要はない。) ①患者の氏名、年齢(又は生年月日) ②麻薬の品名、分量、用法、用量、(投薬日数を含む。) ③麻薬施用者の氏名、免許番号、記名押印又は署名 ④発行の年月日 ⑤患者の住所 ⑥処方せんの使用期間(有効期間) ⑦麻薬診療施設の名称及び所在地	
128	☆ 調剤済みの処方せんについて、調剤済みの旨、調剤年月日、医師の同意を得て変更した場合はその変更内容及び医師へ疑義照会した場合はその回答内容を記載し、調剤した薬剤師の記名押印又は署名を付している。	
129	☆ 毒薬又は劇薬を他の薬剤と区別して保管している。	
130	☆ 毒薬は黒字に白枠、白字をもってその品名及び「毒」の文字の記載、劇薬については、白地に赤枠、赤字をもってその品名及び「劇」の文字を記載している。	
131	☆ 毒薬は鍵のかかる場所で保管している。	
132	☆ 毒薬の受け払い簿を作成している。	
133	☆ 麻薬は、金庫など鍵をかけた堅固な場所で保管している。	
134	☆ 向精神薬は、鍵をかけた施設内で保管している。(部屋に鍵をかけることも可)	
135	☆ 劇物・毒物を保存する場所には、「医薬用外劇物」、「医薬用外毒物」の文字を表示し、他の物と区別して保管している。	
136	☆ 劇物・毒物は鍵のかかる専用の保管庫に保管している。 不要になった劇物・毒物は適切に廃棄処分している。	
137	☆ 劇物毒物管理簿を作成し、劇物毒物の使用量や残量を把握している。	
138	☆ 薬品庫や調剤室は、適正な温度管理を行っている。	
139	引火の恐れのある薬品(アルコール類等)等は不燃物の保管庫に保管するか、火気使用箇所と離して保管されているなど、適正に保管されている。また、薬品棚の転倒防止策がとられている。	
140	冷蔵庫内で薬品と食品など薬品以外のものが混在していない。	
141	病棟・外来及び救急カート内の常備薬の数量、使用期限および破損の有無等の確認をしている。	
142	厳密な注入速度の設定が必要な点滴については、輸液ポンプ、シリンジポンプを使うなどして適切な注入速度の設定を行っている。	

■医療機器に係る安全管理のための体制の確保		
・医療機器の安全使用のための責任者について		
143	☆	「医療機器安全管理責任者」を配置している。(管理者との兼務も可)
144	☆	医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有している。
145	☆	管理者の指示の下に、次の業務を行うこととしている。(安全管理委員会と連携し、実施体制を確保すること。)
	☆	①従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 ②医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施 ③医療機器の安全使用のために必要となる情報(未承認・未認証・未届出の医療機器の使用、適応外使用、禁忌・禁止に該当する使用に関する情報を含む)の収集その他医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
・従事者に対する医療機器の安全使用のための研修について		
146	☆	新しい医療機器を導入する際には、使用予定者を対象に次の事項に関する研修を行い、その実施内容を記録している。(他の医療安全に係る研修と併せて実施しても可)
	☆	①医療機器の有効性・安全性に関する事項 ②医療機器の使用方法に関する事項 ③医療機器の保守点検に関する事項 ④医療機器の不具合等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項 ⑤医療機器の使用に関して特に法令上遵守すべき事項
・医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検について(医療機器安全管理責任者)		
147	☆	機種別に保守点検の時期等を記載した、保守点検計画を策定している。(医薬品医療機器等法に規定する添付文書記載の保守点検に関する事項を参照すること。必要に応じ製造販売業者に対して情報提供を求めること。)
148	☆	保守点検の実施状況、使用状況、修理状況、購入年等を把握し、記録している。
149	☆	保守点検の実施状況等を評価し、医療安全の観点から、必要に応じて安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うとともに、保守点検計画の見直しを行うこと。
150	☆	保守点検を外部に委託する場合、当該業務を適正に行う能力のある者に委託している。また、その実施状況等を記録し保存している。
・医療機器の安全使用のために必要となる未承認等の医療機器の使用の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策について		
151	☆	未承認等の医療機器の使用(未承認・未認証・未届出の医療機器の使用、適応外使用、禁忌・禁止での使用)の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施については、次の要件を満たしている。また情報収集等に当たっては、医薬品医療機器等法に留意している。
	☆	①医療機器安全管理責任者は、医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、その管理を行うこと。 ②医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られた情報を当該医療機器に携わる者に対して適切に提供すること。 ③医療機器安全管理責任者は、管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、当該病院等の管理者への報告等を行うこと。 ④当該診療所で事前に使用したことのない未承認・未認証の高度管理医療機器を採用・購入するに当たっては、当該医療機器の使用の妥当性について、関係学会のガイドライン等の科学的知見を確認するとともに、関係学会のガイドライン等に記載がなく、科学的根拠が確立していないものの使用に当たっては、その有効性・安全性の検証を十分に行うこと。
■検体検査の業務の適正な実施		
152	☆	検体検査の精度の確保に係る責任者の配置している。 ・医業をなす診療所又は医業及び歯科医業を併せ行う診療所であって主として医業を行うもの:医師又は臨床検査技師 ・歯科医業をなす診療所又は医業及び歯科医業を併せ行う診療所であって主として歯科医業を行うもの:歯科医師又は臨床検査技師

153	☆	遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者を配置している。(同検査を行う場合のみ) ・医業をなす診療所又は医業及び歯科医業を併せ行う診療所であって主として医業を行うもの:同検査に関し相当の経験を有する医師若しくは臨床検査技師又は同検査に関し相当の知識及び経験を有する者 ・歯科医業をなす診療所又は医業及び歯科医業を併せ行う診療所であって主として歯科医業を行うもの:同検査に関し相当の経験を有する歯科医師若しくは臨床検査技師又は同検査に関し相当の知識及び経験を有する者	
154	☆	次の標準作業書を常備し、検査業務の従事者に周知している。 ・検査機器保守管理標準作業書(医療機器の添付文書、取扱説明書等の代用可) ・測定標準作業書 (血清分離のみを行う場合は、血清分離以外に関する事項の記載は省略可) (血清分離を行わない場合は、血清分離に関する事項の記載は省略可)	
155	☆	次の作業日誌を作成している。 ・検査機器保守管理作業日誌 ・測定作業日誌 (血清分離のみを行う場合は、血清分離以外に関する事項の記載は省略可) (血清分離を行わない場合は、血清分離に関する事項の記載は省略可)	
156	☆	次の台帳を作成している。 ・試薬管理台帳 ・統計学的精度管理台帳(内部精度管理又は外部精度管理を受検した場合のみ) ・外部精度管理台帳(外部精度管理を受検した場合に限る。実施主体の報告書による代用可)	
157	☆	以下に掲げる事項を行うよう努めている。 ・内部精度管理 ・外部精度管理調査の受検 ・検査業務の従事者に対する研修の実施	
158	☆	以下に掲げる事項を行っている。(遺伝子関連・染色体検査を行う場合のみ) ・内部精度管理 ・検査業務の従事者に対する研修の実施 外部精度管理調査の受検又は他の病院等との連携による検査精度についての相互確認を行うよう努めている。	
■医療従事者に関すること			
159	☆	医師・歯科医師・診療放射線技師以外の者によるレントゲン撮影等診療放射線技師法違反は行っていない。	
160	☆	薬剤師でない者が販売又は授与の目的で調剤していない。(医師若しくは歯科医師が自己の処方せんにより自ら調剤する場合は除く。)	
161	☆	上記以外、資格のない者による保健師助産師看護師法、歯科衛生士法等違反行為は行っていない。	
■職員の健康診断			
162	☆	1年以内ごとに、以下の項目について、健康診断が実施されている。 ※労働安全衛生法上は、事業者(個人開設者及び医療法人等の代表者)自身に対する健康診断について実施義務はない。 ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく健康診断は、開設者等を含む従業員全員に実施義務がある。 ・既往歴及び業務歴 ・自覚症状及び他覚症状 ・胸部エックス線検査及び喀痰検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ・血圧及び尿検査 ・貧血検査、肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)、血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、血糖検査 ・心電図検査 (血液検査及び心電図検査は35歳及び40歳以上にのみ実施)	
163	☆	常時深夜業に従事する者については、年2回健康診断を実施している。 (胸部レントゲンは年1回でも可)	
164	☆	給食従事職員は、毎月1回以上定期的な健康診断(検便)を行っている。 給食従事職員の採用等の際、検便・健康診断を実施し、陽性者には適切な処置を行っている。	
165	☆	放射線関係職員について、法令に基づく健康診断を実施している。(6か月毎) ・被曝歴の有無、白血球・赤血球等の血液検査 ・白内障に関する目の検査、皮膚の検査	
166	☆	定期健康診断の結果、異常等が発見された職員に対し、必要な措置がとられている。	
167	☆	(労働者数が50人以上の診療所のみ) 常時使用する労働者に対し、労働安全衛生法に定めるストレスチェックを実施している。	

■安全な無痛分娩の提供について		
168	「無痛分娩の実態把握及び安全管理体制の構築についての研究(平成29年度厚生労働省科学特別研究事業)」において取りまとめられた「無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言」の別紙「安全な無痛分娩を提供するために必要な診療体制」に基づき、インフォームド・コンセントの実施、安全な人員体制の整備、安全管理対策の実施並びに設備及び医療機器の配備を行っている。	
■透析の安全対策(透析診療所のみ)		
・医療事故防止について		
169	回路の離断を防ぐため、穿刺針・血液回路・透析器を確実に接続し確認している。	
170	抜針事故を防ぐため、穿刺針及び血液回路を確実に固定し、その固定状態・穿刺針刺入状態を監視している。	
171	空気混入を防ぐため、終了時の返血操作にはエアーを一切使用しない生食返血(生食置換返血法)に統一している。	
172	穿刺針の抜針後、止血状態を確認している。	
・施設と医療機器について		
173	透析に使用する医療器具は患者毎に滅菌したものか、ディスポーザブル製品を使っている。	
174	スタッフが透析操作前後に手洗いが容易にできる十分な手洗い設備がある。	
175	ベット周囲に通路が広く確保されているので、患者の移動が容易であり、またスタッフは必要時、直ちに手洗い場に移動できる。	
176	透析装置外装は定期的に清拭し、透析装置内部への血液汚染が起こらないようメンテナンスが行われている。	
177	回路圧測定系にトランスデューサープロテクターを挿入している。	
・透析操作について		
178	透析操作マニュアルがある。	
179	透析開始・終了操作は清潔・不潔概念をよく理解した医師、臨床工学士、看護師、准看護師、薬剤師などの有資格者スタッフがやっている。	
180	透析開始、終了操作は患者側と器械側にそれぞれ1名ずつが共同で行っている。	
181	スタッフは侵襲的手技の前後に入念な手洗いを必ず行っている。	
182	穿刺及び抜針操作をするスタッフは、ディスポーザブルの滅菌手袋を装着している。	
183	肝炎ウイルス陽性の患者は透析室内の一定の位置に固定して透析している。	
184	血液に汚染された物品は、周囲を汚染しないように注意して、感染性廃棄物として廃棄するか、マニュアルにのっとり、洗浄滅菌されている。	
185	透析中に投与される抗凝固薬やエリスロポエチンなどの薬剤は、透析室から区画された場所で無菌的に準備されている。	
186	血液透析記録(患者ごと、1回ごとの透析経過、診療内容、担当者名の記録)を作成している。	
■医療ガスの管理		
187	☆ 医療ガス安全管理委員会を設置し、年1回定期的に開催するとともに、必要に応じて適宜開催している。始業点検、日常点検(1日1回以上)、定期点検(3ヶ月、6ヶ月、1年)を実施し、日常・定期点検の記録を2年間保存している。職員研修を年1回定期的に開催するとともに、必要に応じて適宜開催している。医療ガス配管設備等の保守点検業務を委託する場合は、基準に適合する者と委託契約を取り交わし、契約書、業務案内書及び標準作業書等を保管している。	
■その他管理		
・医療法の手続きについて		
188	☆ 診療所開設許可(届出)後の許可(届出)事項に変更が生じた時に、保健所に許可(届出)を行っている。(開設者が医師・歯科医師でないときは許可、それ以外は届出)	
189	☆ 放射線診療装置の設置、設置変更、廃止の届出をしている。	

・医療広告について		
190	☆	医療広告(医療機関のウェブサイトを含む)については「医療広告ガイドライン」に従い、適切に管理している。
・院内掲示について		
191	☆	診療所の管理者は、見やすい場所に定められた事項を掲示している。 ・管理者の氏名 ・従事する医師又は歯科医師の氏名 ・医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
・医療機能情報の閲覧について		
192	☆	医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報(医療機能情報)を書面やモニター等により閲覧に供している。
■防火・防災体制		
193	☆	資格を有している防火管理者を選任している。(収容人員が30人以上の施設に適用)
194	☆	消防計画を作成し、必要事項を定めている。(収容人員が30人以上の施設に適用) (目的、予防管理組織、防火管理者の業務、火元責任者の業務、防火教育、訓練の実施、避難誘導・搬送に関する事項、自衛消防隊の設置等)
195		各部署に火元責任者を定め、火元責任者一覧表を作成している。
196	☆	消防用施設・設備の整備及びその点検を実施している。また、下記の帳簿等で確認できる。 ①消火設備保守点検簿:消火器、水バケツ、消火栓、スプリンクラー等 ②警報設備保守点検簿:自動火災報知器、ハンドマイク、放送設備等 ③避難設備保守点検簿:避難はしご、避難用滑り台、斜降式(垂直式)救助袋、誘導灯等
197	☆	電気設備の保守点検を実施し、点検簿を作成している。
198	☆	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気、ガスに関する構造設備について危害防止上必要な方法を講じている。 ①電気を使用する診療用機械器具については、絶縁及びアースについて安全な措置が講じられている。 ②光線を治療に使用する機械器具については、眼球その他に障害を与えないように配慮されている。 ③熱を使用する機械器具については、過熱することのないよう断熱材等が適当に使用されている。 ④保育器、酸素テント、高圧酸素室等について定期点検及び使用前点検を行っている。
199	☆	地元消防署と連携を密にし、年2回は消防計画に基づく避難訓練を実施している。また、うち1回については夜間を想定して実施している。(収容人員が30人以上の施設に適用)
200		火災等緊急時における重症患者、老人患者等の避難救出体制が定められている。
201		避難経路上に避難の妨げになるような物品が置かれていない。特に、非常口の前に物品等を置いていない。
202		自家発電機を保有している医療機関は、自家発電設備の保守・点検を実施し記録している。
203	☆	水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設としてその名称及び所在地が定められた医療施設にあっては、利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(避難確保計画)を作成し、同計画に基づく訓練を実施している。
204		医療機関においてサイバーセキュリティ対策の強化を図るため、以下に掲げる事項について確認を行っている。 ① PC やVPN 機器等の脆弱性情報を収集し、速やかに対策を行える体制が確保されている ② 診療継続のために直ちに必要な情報をあらかじめ十分に検討し、データやシステムのバックアップを確実にしている ③ 不正ソフトウェア対策を講じつつ復旧するための手順をあらかじめ検討し、BCPとして定めておくとともに、サイバー攻撃を想定した対処手順が適切に機能することを訓練等により確認している ④ 医療情報システムの保守会社等への連絡体制(サイバー攻撃を受けた疑いがある場合)や厚生労働省への連絡体制(当該サイバー攻撃により医療情報システムに障害が発生し、個人情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合)が確保されている

■業務委託		
診療業務に著しい影響を与える以下のものを委託する場合、規則に定める基準に適合する者に、適正に委託している。 ・委託先（氏名、所在地、医療関連サービスマーク認定業者又はその基準に適合する業者の確認） ・契約書の有無 ・契約内容		
205	☆ 検体検査業務	
206	☆ 医療機器等の滅菌消毒業務	
207	☆ 食事の提供業務（業務委託契約書が締結されている。受託業務が適正に行われている。）	
208	☆ 患者搬送業務	
209	☆ 医療機器の保守点検業務	
210	☆ 医療ガス供給設備の保守点検業務	
211	☆ 洗濯業務	
212	☆ 施設の清掃業務	
■感染性廃棄物の処理		
213	☆ 特別管理産業廃棄物管理者を設置している。（氏名・資格）	
214	☆ 感染性廃棄物の処理に関する帳簿が備え付けられ、処理実績等の必要な記録が行われている。	
215	☆ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存している。	
216	☆ 他の廃棄物と分別排出され、収納容器の材質、感染性廃棄物である旨及び注意事項の表示、関係者以外の立入禁止措置、保管場所の適正表示がなされている。	
217	施設内で処理する場合、適切な方法で処理（滅菌・消毒）を実施している。	
218	☆ ・委託先（運搬・処分業者として基準に適している業者である。） ・契約書（必要記載事項〔有効期間、料金、委託事業範囲等〕）を作成している。 ・許可証の期間は終了していない。 ・特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を受けている。	
■診療録等への記載についての一般事項		
219	インク又はボールペンを用い、鉛筆による記載は行っていない。	
220	第三者にも読みやすいように、わかりやすい文字で丁寧に記載されている。	
221	内容を修正する場合は、訂正する部分に横線（1本又は2本）を引き元の記載がわかるようにして、修正者の押印又は署名を付している。	
■診療録		
・診療録全般について		
222	診療録は、整理された順に従って閲覧するだけで患者の全体像が把握できる。	
223	診療録は、事実を正確かつ客観的に記載している。	
・診療録記載事項について		
224	☆ 診療を受けた者の住所、氏名、性別、年齢（生年月日）、職業及び被保険者との続柄が記載されている。	
225	☆ 被保険者証に関する記録がある。 被保険者番号、被保険者証及び被保険者手帳の記号・番号、有効期限、被保険者氏名、資格取得、事業所所在地・名称、保険者所在地・名称	
226	☆ 傷病名が記載されている。	
227	☆ 傷病の開始、終了、転帰、入院期間を記載している。	
228	☆ 傷病の職務上・外の区分、期間満了予定日、労務能力に関する意見、業務災害又は通勤災害の疑いがある場合の記載をしている。	

229	☆	公費負担者番号が記載されている。	
230		薬剤アレルギー(薬、造影剤等)について、わかりやすいところに記載されている。	
・治療経過について			
231	☆	既往歴(病名、治療内容と期間、感染症、輸血歴など)を記載している。	
232		家族歴を記載している。	
233	☆	原因(現病歴及び入院時所見)が記載されている。	
234	☆	主要症状が記載されている。	
235	☆	診療経過が記載されている。	
236	☆	診療の都度(入院においては毎日が望ましい)記載されている。	
237	☆	診療の年月日が記載されている。	
238		診療内容記載者は押印又は署名を付している。	
239	☆	画像診断所見、検査所見やデータ分析・評価が記載されている。	
240	☆	治療方法(処方内容/処置内容)が記載されている。	
241		指示の日時・指示者署名を付記している。	
242		口頭指示の場合でも、事後に指示内容を記載している。	
243	☆	手術の記録には、手術日、手術術式、手術時間、出血量、ガーゼカウント、その他手術記事、術者、麻酔医などを記載している。	
・説明と同意について			
244		患者や家族に対して説明した場合、説明者、日時、相手方及び同席者、説明内容、質問と回答が記載されている。(電話での対応についても診療録に記載している。)	
245		患者(又は家族)に説明し同意が得られた時は、同意書などにより同意された旨確認できる記録がある。	
246	☆	入院診療計画書を作成し、患者又はその家族へ交付し診療内容を説明している。(原則として、患者が入院した日から起算して7日以内とする。)	
247		事故発生時には、その経緯(処置内容・結果)について正確に記載されている。	
248	☆	患者の退院時に、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明を行うよう努めている。	
■看護記録			
249		日付と記入者の署名が付されている。	
250		体温、脈拍、血圧、呼吸数、食事量などの記録がある。	
251		フォーカスチャータリングやSOAPなど一定の書式に従って記載している。	
252		看護記録として以下の内容を記載した看護記録がある。(入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされている必要がある。)	
		① 患者の個人記録(個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの)がある。(ただし、病状安定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する程度でもよい。)	
		② 看護計画に関する記録(個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び評価等を記録したもの)がある。	

■診療に関する諸記録		
保険医療機関では、療養に関する諸記録が、その完結した日の翌日から、3年間保存されている。		
253	☆ 入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿	
254	☆ 処方せん	
255	☆ 手術記録(病名、術式、麻酔法、術者名、開始時間、終了時間、手術室の管理等)	
256	☆ 検査所見記録	
257	☆ エックス線写真	
258	☆ 入院診療計画書	
■診療録の管理体制及び診療録等の開示		
259	☆ 診療録は、診療が修了した日の翌日から、5年間保存している。	
260	☆ 患者等の求めに応じて、診療記録等の開示を行うことを原則としている。	
261	☆ 診療記録等の開示は、原則として書面の交付による方法で行っている。	
262	診療記録等の開示に関し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知に努めている。	
263	☆ 診療情報は、原則として、あらかじめ患者本人の同意を得ずに、第三者に対して情報提供を行うことのないよう徹底を図っている。	
264	診療記録等の開示又は診療情報に関する手続きを定めている。	
265	診療情報を提供する時は、患者等にとって理解を得やすいように親切丁寧に診療情報を提供するように努めている。	
■栄養・給食管理について		
266	☆ <ul style="list-style-type: none"> 調理業務を委託する場合は、受託業者が調理を行う場所において飲食店営業許可を取得していることを確認している。 調理業務を自営で行う場合で1回20食程度以上の食品を提供する場合は、保健所に集団給食施設の届出を行っている(届出対象となる場合、食品衛生責任者を設置すること。食品衛生責任者は定期的に県が認める講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に務めること)。 	
267	常勤または非常勤の管理栄養士が配置されている。	
268	☆ 給与栄養目標量が算出されている。	
269	☆ 給与量が給与栄養目標量を満たしている。	
270	☆ 患者及びその家族に対し、適切な栄養指導(個別又は集団)を行っている。	
271	☆ 夕食時間は18時以降である。	
272	☆ 食器類の洗浄・消毒・保管をする設備があり、適正に機能している。	
273	調理室内の温度・湿度管理(25℃以下、80%以下)が適切に行われている。	
274	手洗い設備が適切な場所に整備され、石鹼(固形石鹼は不可)、ペーパータオル、殺菌液等は適切に整備されている。	
275	保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密閉して入れ、-20℃以下で保存している。 保存食の保存日数を記入(日)	
276	給食施設関係者の健康チェックを個人別に毎日行い、記録票が整備されている。	
集 計		/275

根拠法令及び通知

医療法
医師法
歯科医師法
薬剤師法
保健師助産師看護師法
診療放射線技師法
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)
麻薬及び向精神薬取締法
毒物及び劇物取締法
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
消防法
電気事業法
個人情報の保護に関する法律
労働安全衛生法
保険医療機関及び保険医療養担当規則
診療録等の記載方法等について(保険発第43号・昭和63・5・6(平成11.4.22一部改正・保険発第62号))
医療施設における院内感染の防止について(医政地発1219第1号・平成26.12.19)
病院、診療所等の業務委託について(指第14号・平成5年2月15日))
感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて(健感発第0130001号・平成16年1月30日)
医療施設における医療事故防止対策の強化について
(健政発第1129号・医薬発第989号・平成12・9・29)
毒薬等の適正な保管管理等の徹底について(医薬発418号・平成13・4・23)
「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について
(薬食発第0726002号・平成19・7・26)
生物学的製剤基準の改正について(薬食発第0330019号・平成16・3・30)
「医療ガスの安全管理について」(令和2年8月17日医政発0817第6号、令和3年12月16日医政発1216第1号)
医療施設における防火・防災対策要綱の制定について(健政発56号・昭和63・2・6)
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の実施上の留意事項について
(保医発第0306009号・平成18・3・6)
「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

等

参考資料

医療事故防止対策ガイドライン(医療事故防止に関する検討会:大阪府:平成12年9月)
リスクマネジメントマニュアル作成指針(リスクマネジメントスタンダードマニュアル作成委員会)
血液製剤保管管理マニュアル(血液製剤保管管理マニュアル作成小委員会報告・平成5・9・16))
医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き(案)(Ver6.02)
中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御指針(ガイドライン)2013年度案
小規模病院/有床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案
透析医療における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン
(厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業・平成27年3月四訂版)
院内感染対策講習会Q&A (平成18年度・社団法人日本感染症学会)
東京都感染症マニュアル 平成22年発行
医療機関立入検査必携 平成25年3月発行
標準的診療録作成の手引き(社団法人 全日本病院協会 医療の質向上委員会編・じほう発行)
都立病院における診療録等記載マニュアル
(都立病院診療録等記載検討委員会編・東京都衛生局病院事業部・平成13年2月)
診療情報の提供に関する指針(日本医師会:平成14年10月)

